

お知らせ

東和・久賀・大島グラウンド年間利用申請について

平成20年度において、年間を通して利用を計画されている各団体等は申請書の提出をお願いいたします。なお、提出がない場合は年間の利用ができない場合があります。

○東和グラウンド

(大字西方1575・1)

・問い合わせ 社会教育課

☎78・2205

○久賀グラウンド

(大字久賀5057)

・問い合わせ 久賀教育支所

☎72・2271

○大島グラウンド

(大字西屋代139)

・問い合わせ 大島教育支所

☎74・5300

照明施設有り(午後10時まで)

●利用日/月曜日～日曜日

(ただし町主催・共催各種事業がある場合は除く)

■申込締切/3月7日(金)

※利用が重複した場合は調整・抽選する場合があります。
 ■申し込み/各グラウンドに記載の問い合わせ先にお申し込みください。

周防大島町健康管理センター年間利用申請について

平成20年度、年間を通して利用を希望される団体は申請を行ってください。

■資格

- ①小中学校、スポーツ少年団およびそれに準ずる団体
- ②大島郡体育協会加入団体およびそれに準ずる団体
- ③広く町民の健康増進を図る目的の団体

※原則として周防大島町民に限ります。

■利用料

- ①は無料、②③については年間2万円(半面使用の場合は半額)

■利用日

月曜日～日曜日
 午前8時30分～午後10時
 (ただし、12月29日～1月3日および町主催、共催各種大会がある日は除く)

※利用希望曜日等重複した場合は抽選になることがあります。

■申込締切/2月29日(金)

■申し込み・問い合わせ/教育委員会久賀教育支所
 ☎72・2271

となり、また、登記簿(閉鎖登記簿を除く)の閲覧制度が廃止され「登記事項要約書」を発行することになります。

■開設場所/労働政策課労働情報相談センター1内(県庁8階)
 ☎083(933)3232
 ■相談員/社会保険労務士
 ■相談日・時間/月曜日～金曜日
 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

法務局からのお知らせ

山口地方法務局柳井出張所では、3月10日から、当出張所管内のうち大島郡周防大島町の「土地・建物」の登記事務をコンピュータにより処理することを予定しています。

これにより、不動産登記簿の謄本または抄本に代えて「登記事項証明書」を発行することになります。

■問い合わせ/山口県労働政策課
 ☎083(933)3216

裁判員制度Q&A



Q 裁判員は何日間ぐらい裁判に参加するのですか？
 裁判員裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか？

A 通常、数日間程度、1日あたり5～6時間程度と見込まれています。

実際に裁判員として裁判所に来ていただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続き(公判前整理手続)が行われます。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、多くの事件は数日間で終わると見込まれています。

1日にどのぐらいの時間、裁判を行うかは裁判所や事件ごとに異なり、その都度決められていくことになります。ただし、丸1日かかる事件であっても、昼食時間は当然ありますので実際に裁判が行われる時間は、通常は1日に5～6時間程度と考えられます。